

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB協同組合に雇用され、販売員として就労していた。
- 2 請求人によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日、重さ約200kgの商品陳列用の台を持ち上げようとして、腰を痛めたという。
請求人は、同日、C病院に受診し「急性腰痛症」と診断され、その後、CT検査にて腰椎圧迫骨折が認められた。以後、複数の病院で療養を継続した結果、同年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。
- 3 請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に対して障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第1 1級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件請求に係る障害について、D医師は平成○年○月○日付け障害補償給付支給請求書裏面の診断書（以下「障害診断書」という。）において、傷病名「急性腰痛症」、療養の内容及び経過「腰痛を訴え（中略）受診。CT検査にて第1腰椎圧迫骨折の所見を認めた。」と述べていることから、請求人に残存する障害として検討すべきものは、せき柱の変形障害及び運動障害、受傷部位の疼痛であるとして、以下検討する。

(2) せき柱の変形障害について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「平成○年○月○日のCTで第1腰椎椎体圧迫骨折を認める。（中略）骨折の程度については、第1腰椎椎体前方が○mm、後方が○mmであり、1/2以上の圧潰は認めない。」と述べていることから、せき柱の変形障害として認定することとなるが、第1腰椎椎体の前方高と後方高を比べると50%以上減少したのものには該当しない。したがって、障害等級第1 1級の5「せき柱に変形を残すもの」に該当すると判断する。

(3) せき柱の運動障害について、障害診断書には運動障害についての記載がなく、Fクリニック診療録には可動域制限の記載は認められないが、C病院診療録には可動域（ROM）制限なしと記載され、G病院診療録には、「腰椎可動域制限なし」と記載されていることから、せき柱の運動障害が残存しているものとは認められない。

(4) 受傷部位の疼痛について、請求人は、平成〇年〇月〇日付け自己申立書及び平成〇年〇月〇日当審査会受付の意見書において、仕事及び日常動作における腰部の疼痛等を主張する。この点、上記各医師の意見書及び診療録から、請求人に残存する疼痛については、カウザルギー、反射性交感神経性ジストロフィー等の所見が認められないことから、障害等級第12級の12あるいは障害等級第14級の9に認定されることとなるが、腰椎圧迫骨折によるせき柱の変形に伴う受傷部位の疼痛については、いずれか上位の等級により認定することとなっており、せき柱の変形障害の等級の方が上位であることから、せき柱の変形障害により認定することとなる。

(5) 以上のことから、請求人に残存する障害は、「せき柱に変形を残すもの」(障害等級第11級の5)に該当するものと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害等級第11級に応ずる障害補償給付を支給する旨の本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。